

東日本大震災の被災者の方へ 受験手数料免除のお知らせ

東日本大震災の被災者の方は、平成23年度青森県クリーニング師試験の受験手数料が免除されます。対象者及び手続き方法は以下のとおりですので、該当する方は手続きを行ってください。

1 対象者

以下のいずれかに該当する方が対象です。なお、これらに該当する場合であっても、停電及び燃料不足それ自体による被災は、受験手数料免除の対象外です。

- ① 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域及びこれに準ずる市町村の区域内に住所、営業所、事務所等を有する被災者
 - ・災害救助法適用地域：青森県（八戸市・おいらせ町）、岩手県（全市町村）、宮城県（全市町村）等
 - ・これに準ずる市町村：青森県（三沢市・階上町など）
- ② これに準ずる被災者（被災地に業務で訪れていた者など）

2 手続き方法

以下のいずれかの書類を受験願書とともに提出してください。この場合、「平成23年度青森県クリーニング師試験実施要領」の4（5）に記載されている青森県収入証紙を受験願書に貼る必要はありません。

- ① 市町村が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」
 - ※ り災証明書等が世帯主に発行されており、受験希望者がその家族である場合は、世帯主との続柄をり災証明書等の余白に記載してください。（受験希望者の氏名が記載されている場合は記載不要です。）
- ② その他被災者であることが確認できる書類（り災証明書又は被災証明書の提出が困難な場合は、被災した状況を記載した書面で可）

3 問い合わせ先

青森県健康福祉部保健衛生課 生活衛生グループ クリーニング師試験担当
電話 017-734-9213（直通）